

【資料 4】

鹿 児 島 海 区 漁業調整委員会資料 令和 7 年 3 月 14 日

【議題 4】

するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水 振 第 8 0 6 号
令和 7 年 3 月 13 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理 漁獲可能量の設定について

1 概要

令和7年2月17日付6水管第3388号にて農林水産大臣から令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったため、県資源管理方針に基づき知事管理区分に配分するもの。

2 知事管理漁獲可能量の設定

(1) するめいか

- ① 本県に配分された漁獲可能量
現行水準（目安数量：10トン未満）
- ② 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙1－5抜粋）
「全量を当該知事管理区分に配分する。」
- ③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

(2) ぶり

- ① 本県に配分された漁獲可能量
101,000トンの内数
- ② 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙1－10抜粋）
「全量を当該知事管理区分に配分する。」
- ③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県ぶり漁業	101,000トンの内数